

○騒音に係る環境基準の地域類型の指定

文京区告示第 246号

平成24年2月14日

文京区長 成澤 廣修

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、区長が指定する騒音に係る環境基準を適用する地域及びその地域の類型による区分を、次のとおり定める。

なお、関係図面は、文京区資源環境部環境政策課に備え置いて一般の縦覧に供する。

1 環境基準を適用する地域

文京区の区域

2 平成10年環境庁告示第64号に基づく地域の類型による区分

地域の類型	該当地域
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項から第4項までに定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域並びにこれらに接する地先及び水面
B	都市計画法第9条第5項から第7項までに定められた第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められていない地域並びにこれらに接する地先及び水面
C	都市計画法第9条第8項から第11項までに定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先及び水面

3 施行期日

平成24年4月1日